

(全国市議会議長会提出資料)

要 望 書

全国市議会議長会は、第84回定期総会において別紙のとおり満場一致決議いたしましたので、特段の措置を講ぜられるよう強く要望いたします。

平成20年5月

全国市議会議長会

会長 藤 田 博 之

地方議会の権能強化に関する決議

現在、地方分権改革推進委員会及び第 29 次地方制度調査会において、第二期地方分権改革の実現に向けた議論が行われているが、今後、第二期改革の進展に伴い、地方公共団体の自己決定・自己責任の範囲が拡大すれば、住民代表としての意思決定機関である地方議会の役割は一層重要性を増すことになる。

しかしながら、地方議会の組織・運営に関する法令上の諸規定は、都市自治体が多種多様な態様であるにもかかわらず、依然として全国一律とされており、さらに、行政執行を監視する場合にも様々な制約が設けられている。

地方議会が住民の負託に応え、その機能を十分に発揮していくためには、更なる地方議会の権能強化が必要であり、議会の活動を制約している関係法令上の諸規定を見直し、議会の自主性・自律性を高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるようにすべきである。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 議長に議会招集権を付与すること。
2. 議決事件については、各自治体が自ら条例で定めることができるものとし、現行の地方自治法第 96 条第 1 項に掲げる 15 項目は、例えば「義務的議決事項」として位置付けること。
3. 決算不認定の場合及び専決処分不承認の場合の対応措置を首長に義務付けること。
4. 閉会中の委員会活動を自由化すること。

5. 議決を要する契約の種類・金額、また財産の取得・処分に係る面積・金額要件については、各自治体で独自に定めることができるようにすること。
6. 市が出資している法人の経営状況の議会への報告については、市が2分の1以上を出資している場合に限り義務付けているが、この基準を4分の1以上に拡大すること。
7. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、健全化計画や再生計画等が議会の議決事項とされたことを踏まえ、地方公営企業についても経営状況を議会へ報告することを義務付けるなど、地方公営企業に対する議会の関与を拡大すること。

以上決議する。

平成20年5月28日

全国市議会議長会